↓↓Q&A《ステッカー貼付について》よくある質問をまとめました↓↓

Q1　禁煙が義務であることは分かったが、喫煙の要望があったときにどう対応すれば良いか？

A1　３通りの対応があります。

①屋外で吸ってもらう。※のような注意点あり

②店内に喫煙専用室をつくります。

③店内に加熱式たばこ専用喫煙室をつくります。

②③については、専用室が壁・天井等によって区画されていること（ふすまで仕切るなど移動するものは×）また煙が屋外へ排気されていることが必要です。（後述「技術的基準」参照）

「①」の場合
店舗入口に貼付

「②」の場合
店舗入口

室入口

「③」の場合
店舗入口

室入口

※「①屋外で吸ってもらう」→例に注意してください

例１）灰皿が公道にはみ出している　→ 道路占用違反

例２）副流煙が通行人や上階住人にかかる　→ 配慮義務違反

例３）吸い殻のポイ捨て　→ 区条例違反

Q2　従業員を雇用していない家族経営店であれば、店内を喫煙可能にできると聞いた。

A2　喫煙可能店は下記４条件を満たすことが必要です。

喫煙可能店の４条件（すべてを満たす必要あり）
①令和２年（2020 年）４月１日以前から開業している
②客席面積 100 ㎡以下である
③個人または企業（資本金５千万円以下）の経営である
④従業員を雇用していない
※２０歳未満は営業時間外も立入禁止です。子ども連れの客がいる場合は、「A1」の対策を検討ください。

経営者が変更になった場合などは、ご相談ください。

店舗入口

（裏面あり）

Q3　加熱式たばこは、紙たばこと扱いが異なるのか？

A3　異なります。加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食が可能です（喫煙専用室は喫煙以外のことはできません）。ただし、店内全体を加熱式たばこ専用喫煙室にはできず、禁煙席を設けることが前提です。また、喫煙室は後述「技術的基準」を満たすことが必要です。

① 喫煙専用室（紙たばこ、加熱式たばこ　いずれも可）
　… 喫煙行為のみ　飲食不可

② 加熱式たばこ専用喫煙室（紙たばこ不可）
　… 飲食可　禁煙席があることが前提　※店内全体をこの喫煙室にはできない

「①」の場合

「②」の場合

Q4　≪居酒屋≫たばこ販売の許可を取得し、主食を提供しなければ「喫煙目的店」になれると聞いた。

A4　一般的な居酒屋は喫煙目的店に該当しません（厚生労働省見解）。居酒屋は飲食が目的であることが理由です。レストラン、定食屋等も同様です。

Q4 店舗入口

～喫煙室を設置する場合の「技術的基準」について～

1　出入口において外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること
2　煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること（ふすまなどの移動するものは×）
3　煙が屋外に排気されていること

※喫煙可能店の場合は、２のみ満たす必要があります

◎ご不明な点はお問い合わせください。
足立保健所 生活衛生課 受動喫煙防止担当
〒１２０－００１１　足立区中央本町１－５－３　２階
電　話：（０３）３８８０－５３８４
メール：seikatueisei@city.adachi.tokyo.jp

こちらも参考ください
（区ホームページＱＲコード）

ステッカーのダウンロードはこちらから